

平成21年千葉市教育委員会会議  
第5回定例会会議録

千葉市教育委員会

平成21年千葉市教育委員会会議第5回定例会会議録

日時 平成21年5月20日(水)

午後2時00分開会

午後3時25分閉会

場所 教 育 委 員 会 室

出席委員 委 員 長 津田 英彦  
 委 員 奥山 福子  
 委 員 岩沼 静枝  
 委 員 内山 英夫  
 委 員 梅谷 忠勇  
 教 育 長 志村 修

出席職員 教育総務部長 青葉 正人 教育センター所長 山下 正敏  
 学校教育部長 岩切 裕 養護教育センター所長 宮田 浩  
 生涯学習部長 河野 正行 生涯学習振興課長 宇留間 正  
 総務課長 森島 俊之 社会体育課長 井谷 芳明  
 教育総務部参事(企画課長事務取扱) 山崎 正義 青少年課長 三野宮純一  
 学校財務課長 伊藤 太一 中央図書館長 作田 明雄  
 学校施設課長 豊田 滋貴 総務課総括主幹 初芝 勤  
 学事課長 吉田 進 学事課調整主幹 山田 輝夫  
 教職員課長 時田 猛 生涯学習振興課調整主幹 山根 正美  
 指導課長 小寺 道明 総務課主幹 杉江 達也  
 保健体育課長 嶋田 信昭 総務課主幹 大崎 賢一

書記 総務課長補佐 内山 健 総務課人事係長 中尾 嘉之  
 総務課委員会係長 小池 正彰 総務課主任主事 藤井 拓也  
 総務課総務係長 南 久志 総務課主事 犬飼 綾

- 1 開会  
津田委員長より開会を宣言
- 2 会議の成立  
全委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名  
津田委員長より梅谷委員を指名
- 4 会期の決定  
平成21年5月20日（1日間）ということで全委員異議なく決定
- 5 議事日程の決定  
議事日程を全委員異議なく決定
- 6 会議録の承認  
平成20年第8回定例会から第12回定例会まで及び第2回臨時会から第4回臨時会まで、並びに平成21年第1回定例会から第3回定例会まで及び第1回臨時会会議録を全委員異議なく承認
- 7 議事の概要
  - (1) 非公開事項の決定  
議案第16号から第27号までを非公開審議とする旨決定
  - (2) 報告事項  
報告事項(1) 新型インフルエンザへの対応について  
保健体育課長より報告があった。  
報告事項(2) 大型連休における千葉市中央図書館・生涯学習センター及び千葉市科学館の利用状況について  
生涯学習振興課長より報告があった。  
報告事項(3) 大型連休における千葉アイススケート場及び千葉市民ゴルフ場の利用状況について  
社会体育課長より報告があった。  
報告事項(4) 大型連休における千葉市少年自然の家の利用状況について  
青少年課長より報告があった。
  - (3) 議決事項  
議案第16号 職員の処分について  
総務課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。  
議案第17号 千葉市心身障害児童生徒就学指導委員会委員の委嘱及び任命について  
指導課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第18号 千葉市生涯学習審議会委員の任命について

生涯学習振興課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第19号 千葉市社会教育委員の委嘱について

生涯学習振興課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第20号 千葉市公民館運営審議会委員の委嘱について

生涯学習振興課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第21号 千葉市児童文化センター運営審議会委員の委嘱について

生涯学習振興課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第22号 千葉市立博物館協議会委員の任命について

生涯学習振興課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第23号 千葉市文化財保護審議会委員の任命について

生涯学習振興課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第24号 千葉市スポーツ振興審議会委員の任命について

社会体育課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第25号 千葉市青少年補導センター運営協議会委員の委嘱及び任命について

青少年課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第26号 千葉市青少年センター運営審議会委員の任命について

青少年課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第27号 千葉市図書館協議会委員の任命について

中央図書館長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

#### (4) 発言の要旨

報告事項(1) 新型インフルエンザへの対応について

津田委員長 保健体育課長、報告をお願いします。

保健体育課長 報告事項(1)「新型インフルエンザへの対応について」報告します。現在、国内の感染者は236人と、新型インフルエンザは

大変猛威を振るっており、いつ千葉県内あるいは千葉市内で発生してもおかしくない状況です。以下、これまでの取組みを中心に報告します。まず、4月25日、メキシコとアメリカで新型インフルエンザが確認され、4月28日には厚生労働省が新型インフルエンザ発生宣言を行いました。同日、千葉県は「千葉県健康危機管理対策本部」を設置し、千葉市においても「千葉市健康危機管理対策本部」を設置しました。これらに伴い、先ず教育委員会から「新型インフルエンザ対策に関する文部科学省行動計画の改定について」を各学校に送付し、正しい知識の獲得を行うこと及び新しい情報を得る際のルートを説明し、新型インフルエンザ対策ガイドライン、厚生労働省のホームページ及び千葉市の庁内ネットワーク等により、新しい情報を常に正確に入手するよう通知を行いました。続いて4月30日に、WHOが警戒レベルをフェーズ5に引き上げたことに伴い、同日、教育委員会から、合わせて3件の通知を出しています。1件目の通知「新型インフルエンザ発生に関する対応について」では、日常の健康観察の充実、各家庭と学校との連絡網の確認徹底、うがい・手洗いの方法や咳エチケットの指導、海外旅行を計画している家庭への注意喚起、これらについて、保護者への通知文例と併せて通知しました。同日2件目の通知「新型インフルエンザ伝播確認地域から帰国した児童生徒及び教職員等への対応について」では、連休明けに海外旅行等から帰ってきた児童生徒あるいは教職員等への対応について、教職員課及び学事課とも協議し、具体的な対応マニュアルと併せて通知しました。同日3件目の通知「新型インフルエンザに関する正しい知識の普及等について」では、文部科学省の通知を受け、豚肉・豚肉加工品は、しっかり火を通して扱えば安全である旨を通知しています。5月1日には第2回千葉市健康危機管理対策本部会議が開催されました。続いて5月7日、市立小中特別支援学校の校長を対象として、市内7会場で校長研修会がありました。指導課等の主幹や主任指導主事を中心に、7会場すべてに出席し、新型インフルエンザへの対応について説明しました。特にメキシコ、アメリカ、カナダからの帰国者については、帰国後10日間、保護者へ説明の上で、出席停止扱いによる自宅での経過観察を行うこととしており、その期間中に発熱等の症状が出た場合には、千葉市保健所の発熱相談センターへ相談するよ

う指示を行いました。また、参考資料として、新型インフルエンザの正しい予防の仕方についてのリーフレットを配布しました。次の通知ですが、5月7日「新型インフルエンザの症例定義について」として、新型インフルエンザが蔓延している国又は地域の範囲について、通知を行っています。5月13日「新型インフルエンザが蔓延している国又は地域から帰国した者への対応の報告について」ですが、これは、新型インフルエンザが蔓延している国又は地域から帰国した児童生徒に出席停止の対応を採った場合、文部科学省への報告が必要なため、各学校へその報告の依頼を行ったものです。5月14日「新型インフルエンザが蔓延している国又は地域から帰国した者への対応の変更について」ですが、10日間の経過観察期間を7日間に短縮するとの通知です。最後に5月15日「新型インフルエンザ発生に関する対応について」ですが、県内で患者が発生したときの対応の仕方について、県からの参考通知を受けたものを各学校に配布したもので、仮に県内で患者が発生した場合には、改めて本市の対応を通知するという旨で、参考として紹介しました。なお、本市の小中学校では、アメリカ、カナダ、メキシコから帰国して出席停止の措置を採った児童生徒は、小学校5校で7人、中学校2校で2人おりました。これらの者はその後異常がなかったということで、現在は全員学校へ出ています。日々刻々と変わるインフルエンザへの対応ですが、厚生労働省において、今週内には機内検疫を終了し、患者治療、入院措置、生活制限等を見直す、新たな運営方針を作成中とのことであり、国、県教育委員会、市の健康医療課、保健所等と一層連絡を密にしながら、引き続き冷静で落ち着いた対応を取っていきたいと考えています。

津田委員長 外国からの帰国者で、感染していたという場合には、現在の措置は仕方ないのだろうと思うのですが、渡航歴がないにもかかわらず、感染が確認されたということになってくると、現在のような措置が果たして有効なのかということでも国も見直しをしているようです。学校でも、修学旅行の中止や、休校措置が採られています。長期化すると学校運営にも支障をきたしますので、これから国の動向を見ながら適正に対応していただけたらと思います。豚のインフルエンザですが、これは「H1N1」という形であり、鳥インフルエンザは「H5N1」という

形になります。ウイルスに付着する、H（ヘマグルチニン）、N（ノイラミニダーゼ）といった蛋白質の形により、亜型が決まっています。インフルエンザで、大流行をおこすものはA型です。また、この新型インフルエンザは、高齢者である患者が少ないのが特徴です。おそらく、以前、新型インフルエンザに近いような亜型が流行したため、高齢者に抗体ができていたのではないかと、とも言われています。メキシコで死亡者が出ましたが、日本での症状は軽いようです。治療については、季節性のインフルエンザと同様で、オセルタミビル（タミフル）、ザナミビル（リレンザ）という2種類の薬は有効であると言われています。ただし、普通のA型のウイルスに有効といわれるアマンダジンに対しては抵抗性があるとされています。

岩 沼 委 員 給食センター等の対応で、特別なことはありますか。

保健体育課長 現在のところ、通常どおり運営していますが、食材の発注については、3日前以降は変更ができないことから、発生時の対応には苦慮しているところです。

津田委員長 食材から感染することはないと思いますが、食材を取り扱う方々が、予防をより厳重にしていく以外仕方がないだろうと思います。学校のような大勢の人が集まる施設については厳重に指導をお願いしたいと思います。

岩 沼 委 員 休校の判断は校長が行うと思うのですが、その際、教育委員会に相談などはあるのでしょうか。

保健体育課長 市の健康危機管理対策本部の立ち上げを受けて、いつでも教育委員会としてインフルエンザ対策会議を開ける状況にしておりますので、休校等の検討が必要な状況のときには、事務局で検討して、いつでもアドバイス等を送れる体制をとっています。

報告事項(2) 大型連休における千葉市中央図書館・生涯学習センター及び千葉市科学館の利用状況について

報告事項(3) 大型連休における千葉アイススケート場及び千葉市民ゴルフ場の利用状況について

報告事項(4) 大型連休における千葉市少年自然の家の利用状況について

津田委員長 生涯学習振興課長、社会体育課長及び青少年課長報告をお願いします。

生涯学習振興課長 報告事項(2)「大型連休における千葉市中央図書館・生涯学習センター及び千葉市科学館の利用状況について」報告します。はじめに、千葉市中央図書館・生涯学習センターですが、4月

25日から5月6日までの11日間の利用状況は、総数で44,656人、1日平均は4,060人です。平成20年度は、10日間で37,154人、1日平均3,715人で、今年度は前年度と比べ1日平均345人の増となっています。5月6日の利用者が少なかった理由ですが、中央図書館が休館であったためです。次に、千葉市科学館ですが、12日間の総数は28,825人で、1日平均は2,402人です。平成20年度との比較で、1日平均で332人の増となっており、5月5日の5,821人は平成19年10月20日に開館して以来の最多記録です。今後とも、多くの市民の方々や子どもたちにご利用いただけるよう、サービスに努めて参ります。

社会体育課長 報告事項(3)「大型連休における千葉アイススケート場及び千葉市民ゴルフ場の利用状況について」報告します。はじめに、千葉アイススケート場(アクアリンクちば)の利用状況ですが、本年度は4月25日(土)から5月6日(水)までの12日間で、7,061人の利用がありました。昨年的大型連休と比べ大きな差はありませんが、身近で手軽に利用できる通年型のスケート場ということで、多くの利用者がありました。次に、市民ゴルフ場ですが、12日間で1,345人の利用がありました。昨年10月23日のオープン以来、初めての大型連休ということで、天候にも恵まれたことから、1日当たりの平均利用者数は110人を超えることができました。今後も管理運営に対するモニタリングを確実にを行い、多くの利用者に来場していただけるような、魅力ある事業を実施して参ります。また、広報媒体などを通じて市民ゴルフ場の周知に努めます。

青少年課長 報告事項(4)「大型連休における千葉市少年自然の家の利用状況について」報告します。4月25日から5月6日までの12日間の利用者数は、延べ2,758人、1日当たりの利用は、約230人で、昨年度とほぼ同様の利用状況でした。なお、4月25日、5月3日、4日及び5日はほぼ満員の状態でした。また、4月30日及び5月1日は、連休の谷間で学校利用と一般利用がありませんでした。4月にモニタリングを行ったところ、多くの子どもたちや家族が喜々として活動しておりました。今後ともPFI事業者と連携して、利用促進に努めて参ります。

内山委員 中央図書館と生涯学習センターの利用者数の割合を示してください。図書館の利用者も多いと思いますが、生涯学習センタ



一の利用、特に子どもたちの利用はどうでしょうか。

生涯学習振興課長 全体のうちの64.4パーセントが図書館の利用です。生涯学習センターが35.6パーセントの利用となっています。利用者の年齢層などは、後ほど調べてご連絡をさせていただきたいと思います。

岩 沼 委 員 5月5日の科学館の入場者が5,800人とのことですが、中の状況はどのようになっていましたか。順番待ちの列で何もできないなどの利用上の不都合がありましたか。

生涯学習振興課長 連休中は、特別な企画展等がありましたので、そちらはかなり混雑をしていたという状況です。また、様々なワークショップ等を実施し、多くの方にご来場いただいたと聞いております。

岩 沼 委 員 混雑により、希望するワークショップ等を利用できなかった方は、他の企画等で楽しむことができたのでしょうか。

生涯学習振興課長 ワークショップ等は実施時間や参加人数を設定してやっておりますので、どうしてもそれに参加できなかった方については、各フロアの様々な展示等を見学していただく形となりました。

#### 議案第16号 職員の処分について

委 員 長 総務課長、説明をお願いします。

総 務 課 長 議案第16号「職員の処分について」説明します。本件は、職員の処分について、千葉市教育委員会組織規則第8条第5号の規定に基づき、議決を求めるものです。事件概要は、任命権者の許可を得ず、経済的理由により、平成19年12月から中央区内の営利企業等において報酬を得てバスの運転業務等に従事したものです。去る5月14日に服務監理委員会を開催し、「懲戒 減給100分の2 1月」が相当であるとの答申を教育長に対して行いました。被処分者は、「●●小学校技能員 ●●●●」、処分内容は、「懲戒 減給100分の2 1月」です。処分年月日は、本日平成21年5月20日を予定しています。なお、管理監督責任として、「●●小学校校長 ●●●」、「●●●●小学校校長 ●●●●」、「●●●●小学校校長 ●●●●」について、厳重注意とするものです。

委 員 長 厳重注意を受ける3人は、それぞれ●●小学校の校長であったということでしょうか。

総 務 課 長 アルバイトを行った期間（平成19年12月から平成21年4月）に被処分者が所属していた学校の校長です。

#### 議案第17号 千葉市中心身障害児童生徒就学指導委員会委員の委嘱及び任命に

ついて

委員長 指導課長、説明をお願いします。

指導課長 議案第17号「千葉市心身障害児童生徒就学指導委員会委員の委嘱及び任命について」説明します。委員の任期満了に伴い、千葉市心身障害児童生徒就学指導委員会条例第3条第2項の規定により、新たに委員を委嘱及び任命するものです。委嘱及び任命年月日は、平成21年5月20日。委嘱及び任命期間は、平成21年5月20日から、平成23年5月19日まで。新たに委嘱及び任命する者は、「千葉大学教育学部教授 生川善雄」ほか6人です。委員の所属及び役職名等については、資料に記載のとおりです。千葉市心身障害児童生徒就学指導委員会の概要ですが、目的は、千葉市教育委員会の諮問に応じ、心身障害児童生徒の就学についての判定及び就学指導に関して答申することです。委員数は20人、任期は2年、委員の構成は、学識経験者、医師、教育職員、その他教育委員会が必要と認めた者です。平成20年度の主な活動内容ですが、全体会では「平成19年度審議件数及び措置等について」、「平成20年度開催期日について」等を議題とし、部門別としては、知的・情緒部門及び言語・難聴部門を各5回、肢体不自由部門は3回、病弱部門は2回開催しました。

議案第18号 千葉市生涯学習審議会委員の任命について

委員長 生涯学習振興課長、説明をお願いします。

生涯学習振興課長 議案第18号「千葉市生涯学習審議会委員の任命について」説明します。委員の異動等に伴い、千葉市生涯学習審議会設置条例第3条第2項の規定により、新たに委員を任命しようとするものです。任命期間は、前任者の残任期間である平成21年5月20日から11月30日まで。任命する者は、「国立教育政策研究所社会教育実践研究センター専門調査員 伊藤真木子」。前任者が派遣元の自治体に戻られたため、後任として任命しようとするものです。「稲丘小学校長 鈴木康夫」、千葉市小中学校長学校運営協議会委員です。前任者の退職により、後任として任命しようとするものです。審議会の設置根拠ですが、千葉市生涯学習審議会設置条例第1条に基づき設置しているものです。設置目的は、生涯学習施策の推進に関する重要事項について、調査審議を行うことです。委員数は15人、任期は2年、委員の構成については、学識経験者、生涯学習関係団体や地域団体の代表者が主な構成員となっています。主な活動内容ですが、年2回、当該年度の事業

内容や推進計画の策定などを議題として、意見などをいただいています。

議案第19号 千葉市社会教育委員の委嘱について

委員長 生涯学習振興課長、説明をお願いします。

生涯学習振興課長 議案第19号「千葉市社会教育委員の委嘱について」説明します。委員の退職に伴い、社会教育法第15条第2項の規定により、新たに委員を委嘱しようとするものです。委嘱期間は、前任者の残任期間である平成21年5月20日から11月30日までです。委嘱する者は、「稲丘小学校長 鈴木康夫」で、千葉市小中学校長学校運営協議会委員です。前任者の退職により、後任として委嘱しようとするものです。委員の設置根拠ですが、社会教育法第15条及び千葉市社会教育委員設置条例第1条に基づき設置しているもので、教育委員会の諮問機関として、社会教育行政に広く地域の意見を反映させることを設置目的としています。委員数は12人、任期は2年、委員の構成については、学識経験者、学校教育関係者や社会教育関係者などが主な構成員となっています。主な活動内容ですが、年2回、諮問機関として社会教育計画立案や答申などの助言をいただいています。

議案第20号 千葉市公民館運営審議会委員の委嘱について

委員長 企画課長、説明をお願いします。

生涯学習振興課長 議案第20号「千葉市公民館運営審議会委員の委嘱について」説明します。審議会は市内6区に設置しており、稲毛区、若葉区、美浜区の学校教育関係委員の退職等に伴い、社会教育法第30条第1項の規定により、新たに委員を委嘱しようとするものです。委嘱期間は、前任者の残任期間である平成21年5月20日から平成22年5月31日まで。委嘱する者は、「小中台中学校長 奈良明」、「千城台西小学校長 中村康弘」、「稲浜中学校長 渡部二好」です。審議会の設置根拠ですが、社会教育法第29条及び第30条並びに千葉市公民館設置管理条例第9条第1項に基づき設置しているもので、館長の諮問に応じて、公民館における各種事業の企画実施について調査審議を行うことを設置目的としています。委員数は各区15人、任期は2年、委員の構成については、学校教育や社会教育関係者、学識経験者、区内各公民館の代表者等が主な構成員です。主な活動内容ですが、公民館の利用状況及び事業報告並びに事業計画等を主な議題として、各区年2回開催し、各種講座や公民館事業等に対し意見をいただいています。

議案第 2 1 号 千葉市児童文化センター運営審議会委員の委嘱について

委員長 生涯学習振興課長、説明をお願いします。

生涯学習振興課長 議案第 2 1 号「千葉市児童文化センター運営審議会委員の委嘱について」ですが、委員の任期満了に伴い、千葉市児童文化センター設置管理条例第 1 1 条の規定により、新たに委員を委嘱しようとするものです。委嘱年月日は平成 2 1 年 6 月 1 日。委嘱期間は平成 2 1 年 6 月 1 日から平成 2 3 年 5 月 3 1 日まで。委嘱する者は、「千葉市子ども会育成連絡会常任理事 伊藤雪代」をはじめ、新任の「蘇我小学校 P T A 副会長 須山茂子」、「蘇我中学校長 吉澤安嗣」など 4 人を含む 1 0 人です。各委員及び旧委員の、所属及び役職名については、資料に記載のとおりです。審議会の設置根拠ですが、千葉市児童文化センター設置管理条例第 9 条に基づき設置しているもので、教育委員会の諮問機関として、児童文化センターの運営について審議答申をいただくことを設置目的としています。委員数は 1 0 人、任期は 2 年、委員の構成については、少年・児童団体の代表、学校教育関係者及び社会教育関係者などが主な構成員です。主な活動内容ですが、年 2 回、諮問機関として運営方針や事業計画などについて助言をいただいています。

議案第 2 2 号 千葉市立博物館協議会委員の任命について

委員長 生涯学習振興課長、説明をお願いします。

生涯学習振興課長 議案第 2 2 号「千葉市立博物館協議会委員の任命について」ですが、委員の任期満了に伴い、博物館法第 2 1 条の規定により、新たに委員を任命しようとするものです。任命年月日は平成 2 1 年 6 月 1 日。任命期間は平成 2 1 年 6 月 1 日から平成 2 3 年 5 月 3 1 日まで。任命する者は、「サイバー大学世界遺産学部教授 青木繁夫」をはじめ、新任の「千葉市観光協会理事 小松美智子」を含む 1 0 人です。補足ですが、サイバー大学は、ソフトバンクが福岡の企業と共同で設立した、日本で初めて、すべての授業をインターネットを通じて行う 4 年制の大学です。各委員の所属役職については、資料に記載のとおりです。協議会の設置根拠ですが、博物館法第 2 0 条第 1 項、千葉市立博物館設置条例第 3 条に基づき設置しているもので、館長の諮問機関として、博物館の運営に関し学識経験者等としての意見をいただくことを設置目的としています。委員数は 1 0 人、任期は 2 年、委員の構成は、学識経験者と学校関係者が構成員となっています。主な活動内容で

すが、年2回、諮問機関として博物館事業や計画などに関し、答申、助言などをいただいています。

#### 議案第23号 千葉市文化財保護審議会委員の任命について

委員長 生涯学習振興課長、説明をお願いします。

生涯学習振興課長 議案第23号「千葉市文化財保護審議会委員の任命について」ですが、委員の任期満了に伴い、千葉市文化財保護条例第26条の規定により、新たに委員を任命しようとするものです。任命年月日は平成21年6月1日。任命期間は平成21年6月1日から平成23年5月31日までです。任命する者は、「千葉市美術協会理事 池田伊予」をはじめ、新任の「文化庁文化審議会専門委員 萩原法子」、「元千葉工業大学建築学科教授 河東義之」など新任3人を含む10人です。各委員及び旧委員の所属役職については資料に記載のとおりです。なお、新任3人に対して、旧委員の記載が2人となっているのは、平成19年12月から1人欠員となっていたためです。審議会の設置根拠ですが、文化財保護条例第25条に基づき設置しているもので、教育委員会の諮問機関として、文化財の保存活用に関する諮問に答申し、必要に応じて調査研究を行っていただくことを設置目的としています。委員数は10人、任期は2年、委員の構成については、文化財に関する学識経験者が構成員となっています。主な活動内容ですが、年3回、諮問機関として地域文化財の登録諮問等に関し、答申をいただいています。

#### 議案第24号 千葉市スポーツ振興審議会委員の任命について

委員長 社会体育課長、説明をお願いします。

社会体育課長 議案第24号「千葉市スポーツ振興審議会委員の任命について」ご説明いたします。委員の離任に伴い、千葉市スポーツ振興審議会に関する条例第4条規定により、新たに委員を任命しようとするものです。千葉市スポーツ振興審議会委員は10人、任命期間は平成20年7月1日から平成22年6月30日です。今回、委員10人のうち1人、千葉市小中学校体育連盟会長が退職したことに伴い、新たに後任として任命するものです。任命する者は、「千葉市小中学校体育連盟会長 末田昭敏」です。任命年月日は、平成21年5月20日。任命期間は、平成21年5月20日から平成22年6月30日まで。審議会の設置根拠は、スポーツ振興法及び千葉市スポーツ振興審議会に関する条例、設置目的は、千葉市教育委員会の諮問に応じて、スポーツ振興に関する事項につ

いて、調査、審議をしていただくことです。委員の任期は2年、委員の構成については、学識経験者や各種スポーツ関係団体代表などの委員から構成されています。主な活動内容等ですが、平成20年度は主に「スポーツ振興計画（仮称）」の策定についての審議や、千葉市教育委員会体育功労者の選考をしていただきました。

議案第25号 千葉市青少年補導センター運営協議会委員の委嘱及び任命について

委員長 青少年課長、説明をお願いします。

青少年課長 議案第25号「千葉市青少年補導センター運営協議会委員の委嘱及び任命について」説明します。青少年補導センター運営協議会委員の任期満了に伴い、千葉市補導センター設置条例第5条第2項の規定により、新たに委員を委嘱及び任命するものです。委嘱及び任命年月日は、平成21年6月1日。期間は、平成21年6月1日から平成23年5月31日までの2年間です。委嘱及び任命する者は、小学校長会代表として「宮崎小学校長 住本寿司」ほか19人です。委員の所属及び役職名等については、資料に記載のとおりです。協議会の目的は、千葉市青少年補導センター設置条例第2条に定める、青少年補導センターが行う、（1）青少年の補導及び相談、（2）青少年の補導に関する他機関等との連絡及び協力、（3）青少年の補導についての調査及び研究、（4）資料の収集及び利用、（5）広報、（6）青少年の健全な育成を図る事業の6事業の実施に関すること、及び、青少年補導センターの運営について、各方面からの意見・助言をいただき、当補導センターの機能充実に資することです。現在の委員数は20人、委員の構成は、教育関係者、児童福祉関係者、警察関係者、学識関係者、関係行政機関及び団体代表です。主な活動内容ですが、平成20年度は協議会を2回開催し、運営方針と事業計画等について協議いただきました。

委員 附属機関等の概要のところですが、平成20年度に、サポート事業での不登校生徒の受け入れとか、11月には深夜のパトロールの必要性について話し合っていると思いますが、結果はどうなったのでしょうか。

青少年課長 平成20年度の主な活動内容等の中の、サポート事業での不登校生徒の受け入れについては、昨年度、小中学校の生徒を対象として、20人程度の相談があったということです。平成19年

度についても、20人程度の児童生徒について対応しているということですが、また、補導センターによる深夜のパトロールの必要性についてですが、現在、夜間補導として夜8時半まで補導活動をしてはいますが、深夜の補導については、今回協議会で意見等をいただき、今後これを検討して行くという状況になっているということで、ご理解いただきたいと思います。

委員　　そうすると、サポート事業で相談のあった約20人の子どもたちというのは、ライトポートに通級しているのではないのですね。それぞれ、背景や事情が違う訳ですね。

青少年課長　補導センターについては、特に問題行動等が原因となって学校に行っていない子どもたちを対象として対応しています。

#### 議案第26号 千葉県青少年センター運営審議会委員の任命について

委員長　青少年課長、説明をお願いします。

青少年課長　議題第26号「千葉県青少年センター運営審議会委員の任命について」説明します。委員の離任に伴い、千葉県青少年センター運営審議会規則第3条第1項の規定により、新たに委員を任命するものです。任命年月日は、平成21年5月20日。任命期間は、平成21年5月20日から、前任者の残任期間である平成21年11月30日まで。任命する者は、千葉県立小中学校長学校運営協議会代表として、「蘇我中学校長 吉沢安嗣」です。委員及び旧委員の所属及び役職名等については、資料に記載のとおりです。審議会の目的は、千葉県青少年センターの管理及び運営に関する事項について審議することです。現在の委員数は10人、任期は2年、委員の構成は学識経験者、利用者代表、青少年団体代表、小中高等学校長代表です。主な活動内容ですが、平成20年度は審議会を2回開催し、事業報告や事業計画等について審議いただいております。

委員　　委員一覧表の表記について、「所属及び役職名」欄に「学識経験者」とありますが、整合がとれないように思われます。該当する所属及び役職名がない方については、空欄でもよいのでしょうか。記載ルールの整理が必要であると思います。

委員長　恒例の形でこのようになっているのかもしれませんが、どなたかご説明いただけますか。

青少年課長　ご指摘の委員は、私立高校の講師をされておりますので、「学識経験者」という形での整理をしているところです。

委員長　●●委員からもお話がありましたけれども、記載ルールにつ

いて、事務局でご検討いただくようお願いいたします。

議案第27号 千葉市図書館協議会委員の任命について

委員 長 中央図書館長、説明をお願いします。

中央図書館長 議案第27号「千葉市図書館協議会委員の任命について」ですが、委員の離任に伴い、図書館法第15条の規定に基づき、新たに委員を任命しようとするものです。任命年月日は、平成21年5月20日。任命期間は、平成22年6月30日まで。任命する者は1人、千葉市小中学校長学校運営協議会代表として、「千城台西中学校長 大塚秀行」です。協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕、いわゆる図書館サービスについて、館長に対して意見を述べることを目的に、昭和47年度に設置しました。委員数は10人、任期は2年間、委員の構成は、学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者です。主な活動内容ですが、平成20年度は、例年の年2回の開催に加え、「これからの時代にふさわしい千葉市図書館サービスの在り方について」諮問を行いましたことから、計3回開催しました。第1回では、諮問文の手交及び諮問について並びに事業報告及び事業計画について、第2回では、図書館休館日の縮減と諮問事項について、第3回では、事業経過報告と事業計画について及び諮問への答申案について協議を行いました。この件は、前回の教育委員会会議で報告したとおりです。

7 その他

(1) 岩沼委員から「いじめに対する取組み」及び「学校と他機関との連携」について質問があった。これに関連して次のとおり質疑応答があった。

岩 沼 委 員 いじめ対策についてですが、24時間相談窓口等、相談を受けアドバイスをする体制はあると思うのですが、一定期間、相談があった学校に行って一緒に考えて行動するというような、人的な取組みのようなものはあるのでしょうか。あるのならば、どういったことをしているのか示してください。また、学校は様々な情報が入ってくるころだと思いますが、例えば、虐待等があったにもかかわらず、積極的な対応をとらなかったため死亡事故となってしまった等のニュースを聞きますが、児童福祉関係の部署と学校との連携はどうなっているのでしょうか。

指 導 課 長 現在、指導課では、学校から生徒指導上の相談がない限りは、先ず、電話による指導を行っていますが、実際に学級の様子を見



た方が良いと判断した場合や教員との意見交換の中で助言を行った方がいいという場合には、何回かに分けて、学校へ入るようにしています。並行して学校でも、地域と一体となって、地域の教育関係団体や補導センターとの連携を図りながら、的確な対応が図れるようにしております。虐待への対応についてですが、現在、虐待について学校の担う役割は大変大きくなっているように思います。学校から、具体的な事例について相談があった場合には、十分なヒアリングを行った上で助言等をしております。

岩 沼 委 員 教育委員会に相談に行ったが取り合ってくれなかったというようなことをよく聞きます。担当部署が分かれている等の事情もあるかもしれませんが、最も助けを求められることは、いじめ、虐待に関することではないかと思しますので、相談事例に関しては、真摯に受け止めて対応していただきたいと思えます。

奥 山 委 員 虐待についてのお話に関連して、規範意識という言葉についてですが、規範意識がなさすぎるということから考えると、このような言葉が必要になってくるのかと思うのですが、先日、心理学的意見として、規範意識が強すぎて、親はこうあるべき、子どもはこうあるべきと、あまりにもしつけが厳しくなってしまうと、子どもに悪影響があり、それから挫折にもつながっていくのではないかと聞いてきました。以前から規範という言葉が軽々しく使われてはいますが、他に適当な言葉が見つからないものですから、規範意識と言っていますが、そのあたりを頭の隅に入れて、何かの折に伝えていただければいいと思っております。

学校教育部長 規範意識については、本市で学校教育推進計画を策定した際にも、多くの意見が出ました。アンケートによる基礎的な調査の中でも、本市の子どもについては、全体として規範意識はかなり持っている状況ではあるけれども、中に突出して規範意識に欠けた子どもが出ているのではないかとあります。教育委員会としては、突出した子どもたちについては、先ほどの岩沼委員のお話のように、生徒指導上の様々な指導が必要になるかと思いますが、規範意識は、家庭での生活の中で育ってくる部分も非常に大きいと考えています。学校教育においては、少年自然の家での体験活動、移動教室、農山村留学、中学校での自然教室等の様々な体験活動を多く取り入れており、子どもたちが様々な人々との出会いや経験を通して、培われる部分があるのではないかと考えています。一例ですが、農山村留学でホームステイをした児童が

とても礼儀正しく、ホームステイ先の家族が大変感激していたとの報告もあります。様々な方と接して体験する中で、礼儀をはじめ規範意識が育ってくるとの考えのもと、各学校で取り組んでおります。

奥山委員 そのような温かな良い面は大いに伸ばしてあげたいと思いますが、規範意識に縛られてしまうことでの悪影響もあり、1つの枠では決められないような幅の広いものがあるので使い方は非常に難しいと思います。書いてしまったことはその範囲でしか考えないと思うので、構わないと思いますけれども。

学校教育部長 家庭の問題というのは、学校でも入りづらい部分ですが、最近では区の福祉事務所や児童相談所等も大変親身になって相談にのっていただいております。また、民生・児童委員、保護司の方、警察の少年センター等、あらゆる方が連携して、地域一体となって問題の解決にあたっています。

津田委員長 非常に大事なことですが、複雑な問題を含んでいます。ただ、そういった由々しい状態が表に出たときに慌てて対応することのないよう、一定の方向性を出し、きめ細かく考えていただきたいという要望だと思いますので、よろしくお願いします。

(2) 学事課長から「損害賠償請求訴訟の判決内容について」報告があった。

学事課長 平成20年7月4日に提起されました損害賠償訴訟の判決が、4月24日に出ました。訴訟の概要ですが、準学校法人千葉朝鮮学園に助成を行っている千葉朝鮮学園振興協議会に対する、平成19、20年度の負担金支出は、実態のない協議会への支出であり違法であるとして、原告から千葉市長に対し訴訟が提起されたものです。千葉朝鮮学園は、花見川区浪花町にある「千葉朝鮮初中級学校」のことを指します。同振興協議会は、昭和58年度から船橋市長を会長に、朝鮮学園への助成に賛同する20の市町が会員市町となり、各市町の負担金を原資として、朝鮮学園に助成をしているものです。判決の内容ですが、原告の請求をいずれも棄却するというもので、棄却理由は、「予算会計規則等に基づき適正に支出され、協議会として必要な実態を備えており、補助金の交付手続きについても適正であり、千葉市が支出する必要性が認められる」ということで、全面勝訴でした。控訴期間を過ぎても控訴がありませんでしたので、判決が確定したものです。今後ですが、20の市町でこの協議会を構成してきましたが、平成20年度末に15の市町が脱会し、今後は5つの市でこの協議会を

運営することを考えています。なお、船橋市が会長市、事務局市を務めてきましたが、今後、7月末までの間に、新しい会長市を決定するとともに、この協議会の運営方針について協議して進めたいと考えています。平成21年千葉市議会第1回定例会にも、本件の原告より陳情がありました。陳情の内容は、平成21年度以降の助成中止、協議会からの脱会を求めたものでした。同第1回定例会においては、係争中であり、判決を受けての審議が必要とのことから継続審議になっていますが、判決も出ましたので、第2回定例会ではそれに応じた対応をとって行きたいと考えています。

(3) 次回第6回定例会は、事務局において日程を調整の上、開催日時を決定することとした。

## 8 閉会

津田委員長より閉会を宣言